

特集

民生委員・児童委員活動を元気に

● 民生委員・児童委員活動中の事故に備える

● 対人援助職におけるストレス因子とリスク

● 【事例紹介】民児協ができる民生委員・児童委員の心のケア

相模原市

連載

リーダーに求められる役割

information

● 令和3年度

春の勲章・褒章受章者のご紹介

全民児連からのお知らせ

第48回 国際福祉機器展H・C・R.2021のご案内

民生委員・児童委員活動を元気に

民生委員・児童委員活動中の事故によるケガ等が毎年多く起きています。つまり等々の小さなきっかけが大きな事故につながって、委員活動を続けることが難しくなったり、場合によっては日常生活に影響を及ぼしたりすることもあります。他方で、元気に活動するには、物理的な事故のみならずメンタルヘルスや心のケアも重要です。

そこで本特集では、民生委員・児童委員活動保険や全国民生委員互助共励事業の公務傷病見舞の事故分析を踏まえ、事故防止のために留意すべき事項等を紹介します。併せて、対人援助職のストレス因子やリスクについて元 梅花女子大学准教授 植田寿之氏より解説いただき、心のケアを目的とした民児協の取り組み事例を紹介します。

民生委員・児童委員活動中の事故に備える

日本における事故

厚生労働省が公表した「令和2年度労働災害発生状況の分析等」によると、令和2（2020）年の労働災害による死傷者数は13万6463人おり、労働中に多くの事故が起きていることがわかります。

民生委員・児童委員（以下、民生委員）も、事故やケガと無関係ではありません。全国約23万人のすべての民生委員が加入している民生委員・児童委員活動保険（以下、

活動保険）や、全国民生委員互助共励事業（以下、互助事業）には、毎年委員活動中の事故申請があり、それに対する保険金、給付金が支払われています。

委員活動中のケガについて

活動保険では、例年500件前後の委員活動中の事故申請を受け付けます。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響による委員活動の変更（または縮小）のため比較的少なく、事故受付件数は299件でしたが依然として多くの事故が起きています。

互助事業における令和2年度の公務傷害の受付件数は例年とおおよそ変わらず、603件でした。申請をみると、完治までに平均85・8日間を要しており、少なからず委員活動に支障が出たことがうかがえます。

委員本人の負傷に関する申請では、活動保険および互助事業のいずれも骨折が4割以上を占めています（図1）。

骨折の原因は転倒が多数を占めました。活動保険と互助事業の双方に、30代や40代の方の給付申請があり、年齢に限らず1人ひとりが注意することで事故を減らすことができます。

こんな事故がありました

次に、事故の原因や具体的な事故の事例をご紹介します。具体的な事例を知り、自らの活動を振り返って気をつけるポイントを考えることも大切です。

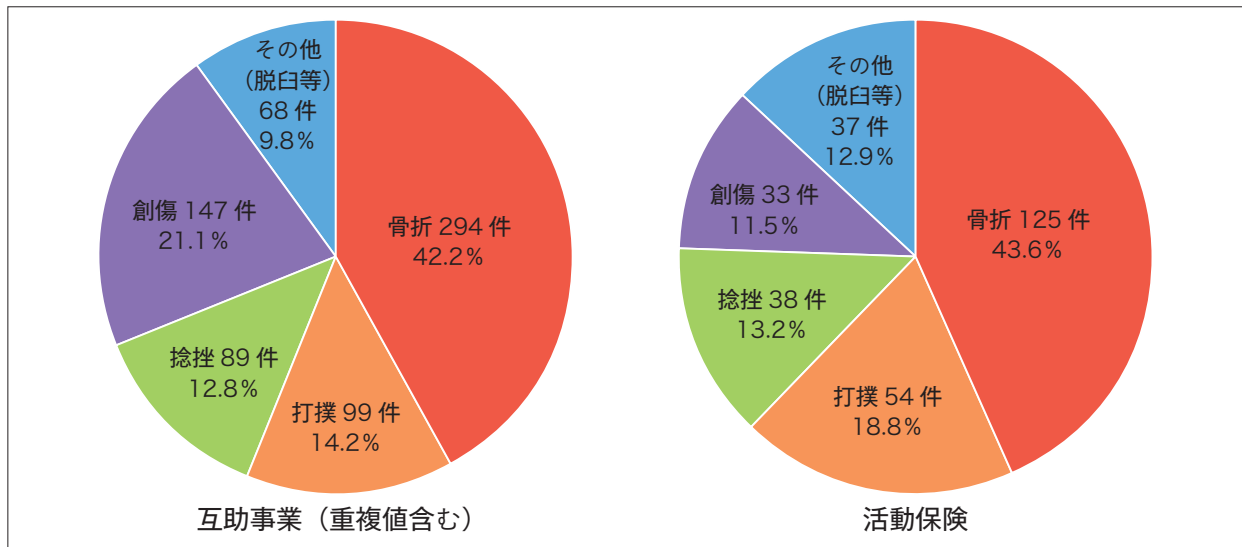


図1 活動保険と互助事業において受け付けたケガの内訳（令和2年度）

Case 1

高齢者宅を訪問した後、玄関を出たところの段差で足を踏み外し転倒した。

委員活動中の転倒事故は多く、訪問活動時の訪問宅や移動時の道路など、ちょっとした段差でもつまづかないよう注意が必要です。夕方や夜間の足元が見えにくい時間帯はとくに注意しましょう。

また、時間帯だけでなく天候によっても転倒が起きる危険性が高まります。例えば、雨天時に歩道で滑って転倒する事故がありました。他にも地域によっては、冬季に凍った路面で足を滑らせる事故も起きています。活動時の天候を見て、滑りにくい靴を履くことも重要です。

Case 2

会議から帰宅するために自転車で移動中、電柱を避けようとして転倒した。

自転車による移動にも事故の危険性が伴います。段差に乗り上げたり、溝に落ちたりして転倒するケースも少なくありません。また自転車でも、雨天後の濡れた路面で滑

るケースがありました。濡れた路面の走行時は十分に注意するとともに、タイヤのすり減り具合の確認など、自転車のメンテナンスを日ごろから行いましょう。

移動中に限らず、乗り降りの際にバランスを崩すケースもあります。河川敷など足元が不安定な場所での乗り降りにも注意しましょう。

Case 3

訪問宅にいる犬を触ろうとしたら、手のひらに咬みつかれた。

犬に咬まれたことによるケガは毎年数十件起きています。なかには散歩中の犬に突然襲われるといった避けることが難しいケースもありますが、不用意に近づいたことによるケガも少なからずあります。犬が体をこわばらせていたり、頭や耳を引っ込めているときは、不快な感情のサインであると言われています。犬に不用意に近づかないようにし、とくに不快な感情や敵意をあらわにしている場合は注意しましょう。

もしも咬まれてしまった場合は、病院で

専門医からの診察を受けること、また、咬んだ犬が狂犬病の予防注射を受けて注射剤票を交付されているかを確認することも必要です。

その他、ケガではなく熱中症による申請も数件受け付けました。炎天下で活動する場合はこまめに休憩をとり、水分・塩分を補給しましょう。

元気に活動を続けるために

ここまで、具体的な事故のケースと注意すべきポイントをご紹介しました。申請には避けようのない事故も含まれていますが、注意すれば減らすことができる事故もあります。民児協として、定例会などで定期的に事故に対する注意喚起を行うとともに、委員全員で自分たちの活動を事故予防の観点から見直す、気をつけるポイントを共有しあうなどの取り組みが考えられます。民生委員1人ひとりが日頃から事故に注意するよう心がけることが大切です。

近年、地震や火山噴火、台風・豪雨など、

自然災害が相次いでいます。

災害時の活動については、とくに注意が必要です。民生委員・児童委員としての使命感からつい無理をしがちですが、それが自分を危険な状況に陥らせることもあります。また、規模の大きな災害では、避難生活が長期にわたります。民生委員・児童委員自身も被災者の一員であり、心身の負担は小さくありません。全民児連が作成した「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針 改訂第3版」にもありますようにくれぐれも無理のない活動を心がけましょう。

また、昨今さまざまな地域課題や生活課題があるなか、民生委員に対する社会からの期待はより一層高まっており、その期待を負担に感じたり、日々の活動で精神的な負担を抱えたりする委員も少なくないと考えられます。そのため、民生委員のメンタルヘルスにも配慮する必要があります。

次頁以降では、元気に活動するためにメンタルヘルスの観点から何ができるか、元梅花女子大学准教授 植田寿之氏の解説と、

相模原市民児協の実践事例から考えます。

《参考文献》

企画・全民児連『民生委員・児童委員活動における事故防止のためのヒント集』
発行・損害保険ジャパン日本興亜株式会社、株式会社福祉保険サービス、2017年

症状	とき・場所	原因
骨折	訪問調査のために訪問先に移動中	路上で段差につまずき転倒し、手をついて負傷した。
骨折	地域の行事活動後の片付け中	使用した机の片付けで机を重ねていたところ、机が崩れてきたため、止めようとして指をはさんで負傷した。
腰痛	地域の行事活動後の片付け中	会場のフロアに敷かれたビニール製マットを持ちあげたときに、腰椎を負傷した。
抑うつ	—	公務が重なり、心労による抑うつ状態になった。

表1 実際にあった事故の例 (全民児連事務局作成)

対人援助職におけるストレス因子とリスク

元梅花女子大学 准教授 植田 寿之

1. 対人援助職のストレス因子

民生委員・児童委員（以下、民生委員）は、人と向き合う活動をしています。ものや機械は文句を言いません。しかし、人は感情や言葉を持ち、怒ると厳しい批判や理不尽な言葉も浴びせてきます。ときには、泣かれたり、「死ぬ」と脅かされたりもします。委員活動には、精神的にきつい「感情労働」という側面があるのです。

肉体労働や頭脳労働とは違い感情労働では、悲しみや苦しみ、つらさや不満、憤りや怒りをあらわにした人と向き合う機会が多くあります。また、生きてきた世界や価値観がまったく違う人の支援をすることで、逆に支援する側が憤りを感じることもあります。それが大きなストレスになるのです。ですから、民生委員にはストレスと向き合う感情コントロールが求められるのです。

2. 燃え尽きとリスク

ストレスをため込み、心や身体に支障をきたす状態を「燃え尽き」といいます。

(1) こんな兆候には要注意

燃え尽きの症状は少しずつ進みます。多くの人は、まだ頑張れると我慢し、最後には糸がぷつんと切れるように動けなくなってしまう。

次頁の表で燃え尽きの兆候をチェックしてみてください。これら兆候が表れたとき、はじめは気のせいだと思ったり、勢いをつけようとわざと仕事を増やしたりします。そして、「自分だけが頑張っている」と周りの人に不満を抱くこともあり、人間関係がぎくしゃくしはじめます。周囲からは、「この頃どうしたんだ、おかしいぞ」などと指摘され、さらに頑張ろうとして、自分で燃え尽きに拍車をかけてしまうのです。

(2) 燃え尽きてしまう人が口にする言葉

① 「休みたいのに休めない」
 実は「休みたいから休めない」という気持ちの表れかもしれません。なぜ休みたいのでしょいか？頑張らないといけないと思っているのかもしれない。よく休む人への腹いせなのかもしれません。

② 「私だけが一生懸命やっている」

ほかの人が一生懸命やっているように見えないという問題が潜んでいます。また、あなたが思うように評価されていないと感じ、腹が立っているのかもしれない。

③ 「私なんかなくてもいい」

自分の存在を疑います。さらに、自分のやっていることに無意味さを感じます。いい活動をしているのに、自分を信じるのができなくなり、無力感に襲われるのです。

④ 「許せない、信じられない」

ほかの人への怒り、敵意です。人間不信に陥っている可能性があります。思うようにならない、認めてもらえない悲しみやつらさが怒りに変わっているのかもしれない。

⑤ 「私は正しい」

「こうあるべきだ」となにかにこだわっている状態です。自分のやり方だけが正しいと思いが硬直しています。ひどくなるとなにも譲れなくなり、人と衝突して孤立してしまいます。

⑥ 「私は大丈夫」

大変なことを引き受ける人の言葉です。背景には「なぜ私だけが……」「どうしてあんな人が……」といった怒りがあるのかもしれない。「私が辞めてしまったらどうなるの」といった不安もあるのかもしれない。

いずれにしても、大きなリスクとして、心の疲れから身体の疲れも引き起こし、動けなくなるだけではなく、人間関係がうまくいかなくなり、自分の存在意義を見失う危険性があります。

3. 燃え尽きないために

(1) セルフケア

セルフケアとは、自分にとって必要だと思ふことを自分のために自分ですることです。対人援助活動をしていると、つい自分のことはおろそかになってしまします。「好きな音

楽を聴く」「おいしいものを食べる」「よく眠る」「散歩をする」「スポーツを観戦する」「お風呂にゆっくり入る」など自分に必要だと思ふことを行うと、自分が満たされます。自分が満たされないと人を満たすことはできません。常に念頭においておきましょう。

(2) 対人援助職としての心得

対人援助では、相手の側に立って相手を理解します。「間違っている」と感じて、それは相手の気持ちや考えなのです。どのような気持ちでいるか、どのような考えか、相手の課題であり私の課題ではありません。相手

と私を切り離しましょう。そして、なぜ私と違うのかに関心をもち、善し悪しの評価なしに純粹に相手の話を聴きましょう。

(3) 仲間との支え合い

厳しい批判や理不尽な言葉を浴びせられたとき、冷静ではいられません。ほかにも活動に困難を感じたとき、どうしていいかわからなくなります。ですから、たとえば単位民児協の仲間と常に相談できる、支え合うことができる体制をつくっておきましょう。仲間を支え合うことができると、人間関係をよくする方法をそこで身をもって学ぶことができます。困難をもたらす相手との関係に反映させることができますのです。

民生委員の活動には感情労働という側面があることを認識し、日頃から予防や対処をすることで、燃え尽きを未然に防ぐことや軽減することができるのです。

(参考文献)

- ・水澤都加佐『仕事で燃えつきないために〜対人援助職のメンタルヘルスケア』大月書店、2007年
- ・植田寿之『対人援助職の燃え尽きを防ぐ〜個人・組織の専門性を高めるために』創元社、2010年

こんな症状はありませんか？ 「燃え尽き」の兆候チェック

- ついイライラして誰かを攻撃してしまう
 - 「大丈夫？」とか「疲れているんじゃない？」と声をかけられるとムツとする
 - やらなければならないことを先延ばしにしがちである
 - 一生懸命やってもなにもかもうまくいかないと感じる
 - これでいいのか？と自分のやったことに自信がもてない
 - 活動のことを考えるとため息がでる
 - 疲れているのにぐっすり眠れない
 - 活動のことが頭から離れず、夜中になんども起きてしまう
 - 以前は少し休めば体調が回復したのに、最近は回復しない
 - 始終なんとなく疲れを感じている
 - 体重が急に減った、または増えた
 - ぼうっとして思考がまとまらない
 - 気がつくとき口をつぐんでいる
 - なぜ自分だけ一生懸命活動をしなければならないのかと不満に思う
 - 人とかかわるのがとても面倒くさい
 - まわりの人は鈍感、のんき、真剣さが足りないと思う
 - お酒の量が増えた
 - 大きな音や声に思わずびくっとする
 - なにかにつけ自分が責められていると感じる
 - 孤立感を強く感じる
- * 上記の5項目以上にチェックがついた人は、「燃え尽き」を疑ってみてください。

表1 「燃え尽きの兆候チェック」

出典：水澤都加佐『仕事で燃えつきないために〜対人援助職のメンタルヘルスケア』大月書店、2007年（筆者により一部改変）

事例紹介

民児協ができる民生委員・児童委員の心のケア

相模原市民生委員児童委員協議会 会長 大貫 君夫

1. 相模原市民生委員児童委員協議会の概要

相模原市は神奈川県北部に位置する、全国で19番目の政令指定都市です。

人口は約72・5万人で、緑区、中央区、南区の3区、22地区に区分けされています。

相模原市民生委員児童委員協議会（以下、市民児協）（定数933人）は、各地区に

設置されている地区民生委員児童委員協議会（以下、地区民児協）相互の連携ならび

に民生委員・児童委員（以下、民生委員）の資質向上を目的として活動しています。

地区民児協の定数は、各地区の人口規模により、十数人から80人以上とさまざま

で、地域の状況に応じた活動を行っています。

2. 委員活動特有の精神的負担となりて不足

相模原市においても支援を必要としている世帯が抱える課題が複合化・複雑化している状況にあり、民生委員は多種多様な相談に日々対応しています。具体的には、地

域における高齢者や障がい者の生活に関することや生活困窮、ひきこもり、児童虐待

の問題等を「地域の身近な相談役」として受け止め、関係機関につないでいます。

しかし、相談内容が深刻化し、予期せぬトラブルに巻き込まれることもあります。

新たに委嘱した民生委員は、ひと通りの新任研修を受講していますが、実際に個別

のケースに熱心に関わることで疲弊したり、困難ケースに対応できず活動することが負

担となり、1期で退任される方もいらっしゃいます。

このような状況が、民生委員の「なりて不足」の原因のひとつであると、市民児協

の役員会などで常づね話題に上っております。

3. 市民児協が行う民生委員同士の支え合い

市民児協では、地区会長・副会長研修を開催して、地区民児協の運営方法や、参加

しやすい地区定例会の開催の仕方を学び、民生委員同士が気軽に相談できる体制づくりに取り組んでいます。

例えば各地区で毎月開催する定例会で活

動事例検討を行い、民生委員自身の「困り事」を他の委員と共有し、解決に向けたアドバイスをしあうなどしています。そのような委員同士の支え合い、心理的ストレスの軽減に取り組んできましたが、これまでメンタルヘルスや心のケアに重きをおいた研修を実施したことはありませんでした。

4. ストレスケア研修の実施に至った背景

令和元年の春、一斉改選を目前に市民児協では、なりて不足を解消するために、民生委員を取り巻く複雑化・多様化する地域課題への対応や、民生委員の心理的ストレスを減らす取り組みが必要不可欠であるという意見が出ていました。



『このころの安全地帯—いつも心にゆびさす手引』

そうした時、
一般社団法人
コミュニティ・
カウンセラー・
ネットワーク

(以下、CCN)から、メンタルヘルスに関する冊子『このころの安全地帯―いつも心によりそう手引』(以下、手引)の寄贈があり、すべての民生委員へ配布し活用してもらおうことになりました。

CCNとのご縁をきっかけに、市民児協の役員会で、民生委員の心理的ストレスに対処する方法について、CCNに相談をしました。そのなかで、配布した手引を有効に活用した、より実践的に理解を深めるための研修の開催について市民児協の研修委員会に提案することを決めました。

研修委員会において、具体的な研修内容を協議し、研修企画案を作成し、常任理事会に諮り、市民児協独自の自主研修として実施することになりました。

5. メンタルヘルスに関する

研修の取り組み

(1) 研修の内容

市民児協では、図1のとおり階層別の研修を行っています。体系図における自主研修のひとつとして、ストレスケア研修を実施しました。

相模原市民生委員児童委員協議会研修一覧

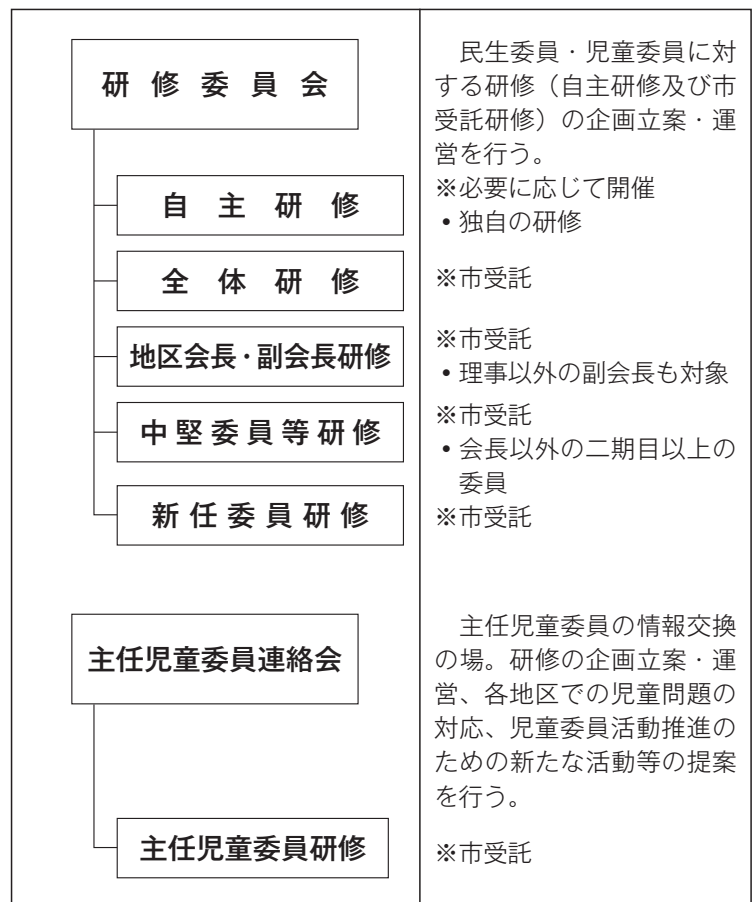


図1 市民児協における研修の体系図

研修の開催時期については、令和元年12月が民生委員の一斉改選期となるため、新任委員のことも考慮し、改選後に受講できるように設定しました。実施形式については、各地区民児協の定例会等の開催に合わせて行えるよう調整しました。

研修目的は、「民生委員が活動によって受けた心理的ストレスを自分自身で受け止めて軽減する方法を学び、継続して活動が

できるようにすること」とし、テーマは、「ストレスケア研修〜心のケアについて〜」としました。

研修では前述の手引を使用し、講師は手引を作成したCCNの方をお願いしました。手引は、東日本大震災や熊本地震で被災された方がたとの出会いをきっかけに、辛い体験を乗り越えて生き抜いている人たちの素晴らしい底力を皆と分かち合いたい、

研修プログラム

- I ストレスの正しい理解とメカニズム
 - ・ストレスとは何かを学ぶ
- II ストレスとの賢い付き合い方①
 - ・ストレスの減らし方を学ぶ
- III ストレスとの賢い付き合い方②
 - ・ストレスと付き合う7つの行動
- IV 自分自身のストレスケア

表1 ストレスケア研修のプログラム

そんな願いから作成されたそうです。研修のプログラムは、表1のとおりです。プログラムにあるように、今回はメンタルヘルスと民生委員の心理的ストレスの軽減という視点で行いました。民生委員自身がストレスをどのように受け止め、軽減し、どう付き合っていくかについて学べたことで、新任委員はもとより、すべての民生委員にとって今後の活動で役立つ内容となりました。

(2) 研修による影響・効果、受講者の反応

令和2年1月より始めた研修は、新型コ

ロナウイルス感染症拡大の影響を受けながらも、令和3年6月までに22地区、九百余人、すべての民生委員が受講することができました。CCNの講師の方には、約1年半に及ぶ長期間に渡りお付き合いいただきました。

コロナ禍でも研修を続けた背景には、受講した各地区の民生委員からの反応が大きかったことがあります。アンケートの結果を見ても「メンタルヘルスの重要性について考えることができたのでとても有意義だった」「初めて自分のストレスについて考えることができ、気づきがあった」「今後の活動に活かせる」など、大勢の方から好意的な回答が寄せられました。

また、複数の地区から「自分たちで自主的に研修を行いたい」など、地区独自の開催に向けた前向きな感想もいただいています。

(3) 今後の展望

「民生委員・児童委員は、あなたのまちの身近な相談員です」

しかしながら、民生委員は相談者と同じ地域で生活しているため、日々の対人援助

において地域住民との関係性を保ちながら対応する必要があり、想像以上に大きなストレスがかかっています。

市民児協としては、今後も民生委員がストレスを抱えず活動できるようにサポートすることはもとより、民生委員自身がメンタルヘルスを意識して、地域住民に寄り添い、こころの安全安心を保って活動してもらえるよう、ともに考えていきたいと思えます。



ストレスケア研修実施の様子

リーダーに求められる役割

ルーテル学院大学 学術顧問・教授 市川 一宏

はじめに

新型コロナウイルス感染症（以下、コロナ）は、貧困、孤立、自殺、虐待を深刻化させ、今までの地域関係を打ち砕き、不安、恐怖心、怒りを生み出し、負の連鎖が広がっています。そのような社会にあって、民生委員児童委員協議会（とくに単位民児協。以下、民児協）のリーダーは、どのような役割を担うべきでしょうか。

私は四十数年、たくさんの方の民生委員・児童委員（以下、民生委員）の方がたとお会いし、学んできました。平成17（2005）年に、全民児連の光田鈔顧問（当時）へインタビューし、「福祉再考〜人と生き方〜地域に活きる福祉をめざして」として『月刊福祉』7月号・8月号に掲載されました。インタビューのなかで光田顧問は、会長である前にひとりの民生委員であり、『民生委員は地域のために貢献したい』と望み、『自ら地域を歩き、その実情を把握する』とともに、『住民に寄り添い、相談相手となり、支援へのつ

なぎ役となる』（『』は「民生委員制度創設100周年活動強化方策」）ことをめざしておられると学びました。

今までの委員活動をふりかえり、その実績から、今必要とされる活動を導き出すことは可能です。しかし、それを実行できるかという問いに対して、絶対的な正解はありません。今の社会が直面している課題は深刻であり、私たちは経験したことのない現実に向き合っています。多くの保健医療福祉専門職も、戸惑っています。ですので、会長がひとりで問題を抱えることは避けてください。民生委員同士で、また地域住民、ボランティア・NPO、自治会、社会福祉協議会（以下、社協）、社会福祉法人、保健医療関係者、行政等（以下、地域福祉を推進する方がた）と一緒に、委員活動を考えていただきたいと思います。今回は、その道筋の一端をお示しできればと思います。

では、まず地域が直面している問題と、それに対して民児協が「求められている」ことをお示ししたいと思います。

1. 今、私たちが直面していること

(1) 今まであった生活課題

まず、2025年問題です。2025年頃に団塊の世代が疾病率や要介護率が確実に上がる、75歳以上の後期高齢者となり、かつ高齢者単身世帯、高齢者のみ世帯が増加する結果、とくに都市部において社会的支援を必要とする方が増加すると予測されています。これは全国各地ですでに顕在化している問題でもあります。

また、8050問題も取りあげられています。これは80歳台の親と50歳台のひきこもりの子どもが同居している状態を示したものです。長くひきこもり状態にある子どもの生活を親が支えている家庭では、年を重ねるなかで親が高齢になり生活能力が低下すると、不十分なケアや孤立等のさまざまな問題が生じます。同時に子どもも、親亡き後の生活困窮の問題を抱えることとなります。

また内閣府は、平成31（2019）年3月、満40歳から満64歳の者5000人を対象にした「生活状況に関する調査」の結果を公表し、自宅に半年以上ひきこもっている人が全国で推計61万3000人いるとしました。ひきこもりの期間は7年以上が半数近くを占め、ひきこもりの高齢化、長期化が鮮明になりました。ちなみに、ひきこもりになったきっかけは「退職」が最多で「人間関係」「病气」が

続いています。内閣府では15〜39歳も合わせたひきこもりの総数は100万人を超えるとみえています。

(2) コロナ禍でより深刻化した生活課題

これらの状況は、コロナ禍でますます深刻化しています。とくに、家族の介護負担増や孤立の問題は深刻化しています。コロナ感染を恐れて外出を控え、結果として疾病や認知症が悪化し、ADL（日常生活動作）や生活状況が低下する方がたがいます。とくに心身の機能が低下し、虚弱化、要介護化する高齢者が増えています。その結果、家族の介護負担は増加します。

また、サロン等の地域福祉活動の中止、撤退等も孤立を深刻化させる可能性があります。サロンが緊急事態宣言等で中止になり、担い手も活動をやめてしまう。コロナをうつしたくない、うつりたくないと考えerことは当然ですが、高齢者にとって体操やサロン活動は不要不急のものではなく、日々の生活を送るうえで大切なものであるはず。しかし中止を余儀なくされ、高齢者が孤立してしまっています。また一度活動をやめたところを復活させるのは並大抵のことではありません。令和3（2021）年1月、生活保護制度における被保護実人員は204万9630人、被保護世帯は163万8184世帯となり、高止まり状態です。さらにコロナの影響で失業した方も増え、申請が増加しています。ギ

リギリで生活できていた世帯が抱えていた課題が顕在化していますが、コロナが終わればその課題がなくなるわけではありません。

また、コロナ禍による所得減や生活困窮者を対象に生活福祉資金の特例貸付が実施され、令和3（2021）年7月、東京都では貸付額が1800億円を超え、全国では1兆円を超えました。特例貸付の借受人には、これまでも潜在的には厳しい生活をされていた方が多いと考えられます。今後、社協では償還免除や債権管理等の対応がなされますが、困窮する借受人の生活再建に向けた支援が必要です。特例貸付では、一般の貸付と異なり民生委員の手続き上の関わりはありませんが、厳しい生活状況にある借受人への支援について、社協、自立相談支援機関等との連携のなかで、民生委員がどのような役割を果たしていくかが課題です。

2. 近年の社会福祉制度の動向

とくに委員活動に関わる制度を説明します。

第1は、生活困窮者自立支援制度です。これは「生活保護に至っていない生活困窮者に対する『第2のセーフティネット』を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの」とされ、自立相談支援と住居確保給付金の支給が各自治体で行われています。その他、就労準備支援、家計改善支援、生活困窮世帯

の子どもの学習・生活支援等を行っている自治体もあります。同制度は理念として、「『支える、支えられる』という一方的な関係ではなく、『相互に支え合う』地域を構築すること」を掲げています。また「生活困窮者の課題は多様で複合的である。『制度の狭間』に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する」という援助を模索しています。これらは民生委員が以前から行っていた活動でもあり、社協や行政、地域福祉コーディネーター等と協力しながら、活動を行っていただけだと思います。

第2は、高齢者福祉分野における生活支援体制整備事業です。同整備事業は、市町村を第1層に、そしてより身近な日常生活圏域を第2層にして、そこに「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」と「協議体」を配置し、地域住民の「互助」による助け合い活動を推進することで、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりをすすめるものです。ここでの日常生活圏域は、自治体の規模によって異なりますが、一般的には地域包括支援センターが設置される中学校区を想定しています。生活支援コーディネーターは、第2層で地域福祉を推進するために、高齢者同士の介護予防活動や日常生活支援の取り組みを支援したり、地域団体・関係機関のネットワークづくりを推進します。また地域福祉

を推進する方がたで構成される協議体は、多様な関係主体間の定期的な情報共有および連携・協働による取り組みを推進することを目的とした会議です。

民生委員は、生活支援コーディネーターとの関わりをもち、協議体の場において、自分の役割を確認することができます。

第3は、重層的支援体制整備事業です。同事業は、①高齢者福祉、障害者福祉、子育て支援等に関わる相談に応じ、情報提供を行うとともに、②地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生防止または解決にかかる体制の整備および地域住民相互の交流を行い、相互の連携を図ること、③ひきこもり状態にある人への協働した支援等を行うこと、④地域包括支援センター、地域生活支援センター、母子健康包括支援センター等の連携を図ること等を内容とする社会福祉法に規定された事業です。

民生委員は今まで、分野を問わず、地域のさまざまな困りごとに対応してきましたが、福祉の仕組みが分野ごとに分かれ、連絡や支援の調整に手間取ることもありましたが、しかし、同整備事業は民生委員が地域福祉を推進する方がたと協働して分野横断的に解決に取り組む機会となります。また新たな委員候補も広がるという利点がある一方、個人情報保護の仕組みをどのように取り入れるか、検討

すべき課題があります。なお、同事業の会議とは別に、構成員に守秘義務を設けて潜在的な課題を共有する『支援会議』（仮称）という会議を設けている自治体もあります。

3. 民児協会長に求められる取り組み

会長としての役割は、第1に単位民児協に所属する民生委員の方がた、地域福祉を推進する方がたと、同じテーブルに着き、話しあい、目標を確認し、役割を合意して、協働で問題を解決していくことです。住民の生活問題に対し、地域福祉を推進する方がたと協働して解決にあたる関係をつくるとともに、所属する民生委員の方がたの悩みを受け止め、一緒に考え、必要な学びの機会を提供する等の役割を担うことが大切であると思います。

そもそも単位民児協は、指揮命令権が組織として強調される垂直型組織ではなく、すべての委員が対等な立場で活動に参加する水平型組織です（『単位民児協運営の手引き』平成28年3月版、全民児連）。したがって、会長が果たすべきリーダーシップは、民生委員それぞれの「したいこと」「求められていること」「できること」を一緒に考え、個々の問題に応じ、関係機関と協働して民生委員が活動できるように、支援していくことだと考えています。そのためには、単位民児協を取りまとめる会長とそれを支える委員の相互の関

わりが不可欠です。

第2の役割は、どうして活動していくか、本来の活動の意味を確認することです。深刻な生活課題や福祉制度の動向を踏まえ、民生委員、そして地域住民、関係機関の方がたとこれからの地域・コミュニティの姿を描くことです。私は地域・コミュニティの再生を図らなければ、孤立などはまったく見えないし、また、今、生活の拠点であるコミュニティを再生しなければ、コロナの予防・対応も難しくなると考えています。感染を恐れ、残念ながら罹患した人への非難・排除、最前線に対応している医療や福祉従事者への中傷は報道でも散見され、互いの存在を認め合ったコミュニティがいたる所で寸断されている証拠とも考えられます。自分たちがめざしてきた地域・地域ケアを再確認し、再構築するためには、もう一度、民児協がめざす地域・コミュニティを見直すことが必要だと思います。

第3の役割は、民生委員の働きを問い直すことです。コロナによってさまざまな活動が制限され、孤立等の問題が深刻になりました。改めて働きの意味・目標を確認し、大切な理念や実績に立ち返り、コロナの脅威にさらされているなかでも可能な方法を見いだす視点が必要です。

以降、具体的な取り組みを述べます。

4. 単位民児協の可能性を活かしていくこと

民生委員は、民生委員法に規定された民児協に所属しています。私は「民児協の活性化に向けて」いま、あらためて民児協会長の役割を考える」（『View』No.208）において、活動の活性化を進める民児協運営に関して、(1)活動方針や目標の立案、(2)組織体制づくり、(3)委員1人ひとりの活動支援、①委員が活動しやすい内外の環境づくり、②委員それぞれへの助言・指導、(4)関係機関等との連携・協働の中心となる、という期待を述べました。

しかし、コロナによってそれらの民児協会長が担う役割が果たしづらくなってしまう。それを示すものとして全民児連は、「新型コロナウイルスを踏まえた単位民児協活動環境調査」を実施し、調査結果概要をまとめています（『View』No.218）。なかでも、定例会開催状況を見ると、定例会を「中断することなく実施し続けている」民児協は20・7%、「一時的に中止したが現在は再開した」民児協は75・4%でした。また、令和3年度は、電話による安否確認をしたり、全戸訪問ではなく同居高齢者等の要支援者に限定した訪問活動を行うなど、コロナに配慮しながらも積極的に活動をおこなう地域が見られています。

このような状況を踏まえて、今後の単位民児協の活動に求められることについて私の意見を述べます。

① どのような地域・コミュニティを築くか、「したいこと」「できること」を話しあい、活動方針や目標を立てること。

② 今までの活動を検証し、とくに、相談を受け止める窓口となっているか、わかりやすい情報を多様な方法で提供をしているか等、住民の生活問題の発見のために果たすべき活動を確認すること。その結果、民生委員に「求められていること」が明らかになります。

③ 新任民生委員の活動を支えることは優先事項です。事例検討等を通して、研修を行うこともお考えください。加えて民生委員が解決困難な問題をひとりで抱え込まないように、また中心的な解決者ではなくあくまでも「つなぎ役」として活動できるよう、関係機関、専門職と協議して委員が活動しやすい環境をつくり、必要な場合には行政への提言、意見具申を行うこと。

④ 単位民児協の運営を工夫すること。土日や夜間に開催したり、午前・午後・夜間の3部制にして都合のいい時間帯に出席したり、日程が合わない場合は他地区の定例会への参加も認めるなどの工夫を始めたところもあります。また副会長が会議の運営責任を担う等の協力体制を築いて、所属する民生

委員が日頃の悩みを話せる場、互いに助け合う場をめざしている例もあります。

生活支援体制整備事業、重層的支援体制整備事業を実施する自治体も増えていきます。協議体で民生委員がどのような役割を果たすか、民児協で確認していただきたい。

⑥ 活動の成果や課題を理解するためにも、記録等を集約し、良い点は積極的に評価して、やりがいをもって活動を継続できるようにすること。

⑦ 個人情報の適正な取り扱い、地域住民から信頼される条件です。必要な約束事は、個別事例を通しながら、共通の理解を進めること。

私は、単位民児協に対してこのような期待をもっています。確かに今日の地域における深刻な生活問題を考えると、解決に取り組むことを躊躇するのは当然です。しかし、貧困や孤立が広がり、閉塞感のある社会に生きていくからこそ、できることを大切にしていきたいと思っています。

またアフリカの砂漠の緑化に取り組んでいるNGOの方が言っていました。「一本の木を植えなければ砂漠の緑化は始まらない」。厳しい時だからこそ、希望を失わず、できることから始めください。

令和3年度

春の勲章・褒章受章者のご紹介

令和3年春の勲章・褒章において、現任の民生委員・児童委員から、次の方がたが受章されました。おめでとうございます。

本誌への掲載をご承諾された方のみご紹介しています。

春の勲章・褒章受章者 (105名)

(令和3年4月29日付発令)

【功労概要 (主たる功労の区分) .. 社会福祉功労】

勲章受章者

17名

瑞宝双光章 (2名)

- 寺田 晃 弘さん (東京都)
- 辻野 晶 子さん (大阪府)

瑞宝单光章 (15名)

- 羽田 トモ子さん (福島県)
- 猪瀬 邦 子さん (茨城県)
- 斎藤 京 子さん (埼玉県)
- 芳賀 正 弘さん (東京都)
- 高山 礼 子さん (富山県)
- 小堀 久美子さん (福井県)
- 遠藤 東 子さん (愛知県)
- 小塚 南海子さん (愛知県)
- 福増 久美子さん (京都府)
- 中西 伸 彦さん (岡山県)
- 原 直 行さん (広島県)
- 渡邊 幸 子さん (愛媛県)
- 内村 きぬ子さん (鹿児島県)
- 森本 久 雄さん (大阪府)
- 浦川 眞理子さん (熊本市)

褒章受章者

13名

藍綬褒章 (13名)

- 下山 榮 子さん (東京都)
- 金 児 美和子さん (三重県)
- 津田 洋 子さん (滋賀県)
- 平井 薫さん (大阪府)
- 篠本 令 子さん (兵庫県)
- 塩田 日出子さん (兵庫県)
- 野村 敬 三さん (広島県)
- 平佐 サキヨさん (山口県)
- 吉川 充 子さん (長崎県)
- 金藤 勝 典さん (大分県)
- 濱田 幸 子さん (鹿児島県)
- 玉山 トミ子さん (千葉県)
- 松島 昌 子さん (横浜市)

【功労概要（主たる功労の区分）…社会福祉功労以外の功労】

勲章受章者

旭日小綬章（1名） ● 長谷川 稔さん（千葉県）

瑞宝小綬章（7名） ● 藤平 一 雄さん（千葉県） ● 堀内 順 一さん（山梨県） ● 大石 勝さん（浜松市） ● 鈴木 木 秀 俊さん（浜松市）

● 早川 寛さん（京都市） ● 垣内 秀 敏さん（神戸市）

● 大澤 初 男さん（愛知県） ● 都田 修 史さん（鳥取県） ● 八卷 政 博さん（北海道） ● 河野 洋 子さん（埼玉県）

● 森 昭さん（北海道） ● 阿部 和 彦さん（宮城県） ● 桐川 弘 子さん（埼玉県） ● 多田 正 實さん（千葉県）

● 川原 毅 彦さん（北海道） ● 津田 裕 三さん（北海道） ● 森 國 昭さん（北海道） ● 河野 洋 子さん（埼玉県） ● 谷 健 治さん（埼玉県） ● 金 子 篤 徳さん（埼玉県） ● 松 島 信 一さん（埼玉県） ● 多田 正 實さん（千葉県） ● 橋 博 文 静さん（宮城県） ● 阿部 和 彦さん（宮城県） ● 桐川 弘 子さん（埼玉県） ● 多田 正 實さん（千葉県） ● 高 森 和 雄さん（石川県） ● 山崎 喜 三さん（静岡県） ● 神 戸 安 男さん（三重県） ● 高 森 和 雄さん（石川県） ● 堀江 俊 博さん（島根県） ● 鷺 山 恵 祥さん（岡山県） ● 古賀 政 晴さん（佐賀県） ● 大園 良 正さん（鹿児島県） ● 松本 哲 朗さん（札幌市） ● 仁保 一 正さん（北九州市）

旭日双光章（3名） ● 岡崎 治 夫さん（北海道） ● 大澤 初 男さん（愛知県） ● 都田 修 史さん（鳥取県）

瑞宝双光章（37名） ● 川原 毅 彦さん（北海道） ● 津田 裕 三さん（北海道） ● 森 國 昭さん（北海道） ● 上野 吉 春さん（青森県） ● 風間 文 静さん（宮城県） ● 阿部 和 彦さん（宮城県） ● 河野 洋 子さん（埼玉県） ● 小柴 義 勝さん（埼玉県） ● 金子 篤 徳さん（埼玉県） ● 松 島 信 一さん（埼玉県） ● 桐川 弘 子さん（埼玉県） ● 多田 正 實さん（千葉県） ● 谷 健 治さん（埼玉県） ● 金 子 篤 徳さん（埼玉県） ● 松 島 信 一さん（埼玉県） ● 多田 正 實さん（千葉県） ● 橋 博 文 静さん（宮城県） ● 阿部 和 彦さん（宮城県） ● 桐川 弘 子さん（埼玉県） ● 多田 正 實さん（千葉県） ● 宗 本 隆 将さん（大阪府） ● 乾 吉 晴さん（和歌山県） ● 堀江 俊 博さん（島根県） ● 鷺 山 恵 祥さん（岡山県） ● 山根 正 志さん（岡山県） ● 安 永 茂 明さん（山口県） ● 濱崎 昭 和さん（香川県） ● 古賀 政 晴さん（佐賀県） ● 森田 眞 一さん（鹿児島県） ● 児浦 誠さん（鹿児島県） ● 大園 良 正さん（鹿児島県） ● 松本 哲 朗さん（札幌市） ● 小 熊 重 雄さん（さいたま市） ● 田 邊 孝さん（相模原市） ● 仁保 一 正さん（北九州市）

● 小 柴 義 勝さん（埼玉県） ● 金子 篤 徳さん（埼玉県） ● 松 島 信 一さん（埼玉県） ● 桐川 弘 子さん（埼玉県） ● 多田 正 實さん（千葉県） ● 橋 博 文 静さん（宮城県） ● 阿部 和 彦さん（宮城県） ● 桐川 弘 子さん（埼玉県） ● 多田 正 實さん（千葉県） ● 宗 本 隆 将さん（大阪府） ● 乾 吉 晴さん（和歌山県） ● 堀江 俊 博さん（島根県） ● 鷺 山 恵 祥さん（岡山県） ● 山根 正 志さん（岡山県） ● 安 永 茂 明さん（山口県） ● 濱崎 昭 和さん（香川県） ● 古賀 政 晴さん（佐賀県） ● 森田 眞 一さん（鹿児島県） ● 児浦 誠さん（鹿児島県） ● 大園 良 正さん（鹿児島県） ● 松本 哲 朗さん（札幌市） ● 小 熊 重 雄さん（さいたま市） ● 田 邊 孝さん（相模原市） ● 仁保 一 正さん（北九州市）

● 橘 博 文 静さん（宮城県） ● 阿部 和 彦さん（宮城県） ● 桐川 弘 子さん（埼玉県） ● 多田 正 實さん（千葉県） ● 橋 博 文 静さん（宮城県） ● 阿部 和 彦さん（宮城県） ● 桐川 弘 子さん（埼玉県） ● 多田 正 實さん（千葉県） ● 宗 本 隆 将さん（大阪府） ● 乾 吉 晴さん（和歌山県） ● 堀江 俊 博さん（島根県） ● 鷺 山 恵 祥さん（岡山県） ● 山根 正 志さん（岡山県） ● 安 永 茂 明さん（山口県） ● 濱崎 昭 和さん（香川県） ● 古賀 政 晴さん（佐賀県） ● 森田 眞 一さん（鹿児島県） ● 児浦 誠さん（鹿児島県） ● 大園 良 正さん（鹿児島県） ● 松本 哲 朗さん（札幌市） ● 小 熊 重 雄さん（さいたま市） ● 田 邊 孝さん（相模原市） ● 仁保 一 正さん（北九州市）

● 山 根 正 志さん（岡山県） ● 安 永 茂 明さん（山口県） ● 濱崎 昭 和さん（香川県） ● 古賀 政 晴さん（佐賀県） ● 森田 眞 一さん（鹿児島県） ● 児浦 誠さん（鹿児島県） ● 大園 良 正さん（鹿児島県） ● 松本 哲 朗さん（札幌市） ● 小 熊 重 雄さん（さいたま市） ● 田 邊 孝さん（相模原市） ● 仁保 一 正さん（北九州市）

● 森 田 眞 一さん（鹿児島県） ● 児浦 誠さん（鹿児島県） ● 大園 良 正さん（鹿児島県） ● 松本 哲 朗さん（札幌市） ● 小 熊 重 雄さん（さいたま市） ● 田 邊 孝さん（相模原市） ● 仁保 一 正さん（北九州市）

● 小 熊 重 雄さん（さいたま市） ● 田 邊 孝さん（相模原市） ● 仁保 一 正さん（北九州市）

旭日单光章（2名） ● 三 明 康 佑さん（山口県） ● 秋 枝 正 文さん（山口県）

瑞宝单光章（15名） ● 林 秀 明さん（北海道） ● 尾 形 照 利さん（北海道） ● 小 川 勝 雄さん（岩手県） ● 芦 澤 ゆり子さん（岩手県） ● 石 川 久 晴さん（秋田県） ● 岡 野 清 清さん（山形県） ● 牧 野 正 廣さん（千葉県） ● 新 名 秀 敏さん（香川県） ● 小 野 重 明さん（高知県） ● 濱 野 克 俊さん（佐賀県） ● 古 閑 潔さん（熊本県） ● 軸 丸 勝 明さん（大分県） ● 先 崎 圭 子さん（鹿児島県） ● 澤 野 浩 三さん（さいたま市）

● 尾 形 照 利さん（北海道） ● 小 川 勝 雄さん（岩手県） ● 芦 澤 ゆり子さん（岩手県） ● 石 川 久 晴さん（秋田県） ● 岡 野 清 清さん（山形県） ● 牧 野 正 廣さん（千葉県） ● 新 名 秀 敏さん（香川県） ● 小 野 重 明さん（高知県） ● 濱 野 克 俊さん（佐賀県） ● 古 閑 潔さん（熊本県） ● 軸 丸 勝 明さん（大分県） ● 先 崎 圭 子さん（鹿児島県） ● 澤 野 浩 三さん（さいたま市）

● 小 野 重 明さん（高知県） ● 濱 野 克 俊さん（佐賀県） ● 古 閑 潔さん（熊本県） ● 軸 丸 勝 明さん（大分県） ● 先 崎 圭 子さん（鹿児島県） ● 澤 野 浩 三さん（さいたま市）

● 澤 野 浩 三さん（さいたま市）

● 古 橋 八重子さん（名古屋市） ● 生 駒 るり子さん（青森県） ● 林 幸 子さん（和歌山県） ● 岡 本 朝 子さん（沖縄県）

● 観 野 公 則さん（北海道） ● 小 林 英 二さん（北海道） ● 鈴木 法 子さん（北海道） ● 西 川 明 子さん（北海道） ● 前 川 洋 子さん（北海道） ● 生 駒 るり子さん（青森県） ● 林 幸 子さん（和歌山県） ● 岡 本 朝 子さん（沖縄県） ● 古 橋 八重子さん（名古屋市） ● 生 駒 るり子さん（青森県） ● 林 幸 子さん（和歌山県） ● 岡 本 朝 子さん（沖縄県）

褒章受章者

藍綬褒章（10名）

10名

● 古 橋 八重子さん（名古屋市） ● 生 駒 るり子さん（青森県） ● 林 幸 子さん（和歌山県） ● 岡 本 朝 子さん（沖縄県）

● 生 駒 るり子さん（青森県） ● 林 幸 子さん（和歌山県） ● 岡 本 朝 子さん（沖縄県）

● 林 幸 子さん（和歌山県） ● 岡 本 朝 子さん（沖縄県）

● 岡 本 朝 子さん（沖縄県）

ほか1名

65名

ほか1名

ほか2名

ほか1名

全民児連からのお知らせ

第48回 国際福祉機器展

48th International Home Care & Rehabilitation Exhibition

主催／全国社会福祉協議会 保健福祉広報協会

2021/11/10^{WED}・11/11^{THU}・12/12^{FRI}

東京ビッグサイト青海展示棟

10:00～17:00 ※12日のみ 16:00まで

入場事前登録制

入場無料



ハンドメイドの自助具から最先端技術を活用した介護ロボットまで！
国内外から約 180 社の出展社が一室に！
新型コロナウイルス感染防止対策を徹底した会場で、
見て・触れて・確かめる国際福祉機器展示会！

はじめての福祉機器 選び方・使い方セミナー

併催イベント
基本動作編/自立支援編/住宅改修編の3編から計10分野の福祉機器について、はじめて利用する際に押さえておきたい情報や知識を凝縮したセミナー！
さらに、福祉施設等関係者へ向けた福祉施設における活用セミナーを開催！
※下記 Web 展での同時配信を実施



H.C.R.特別企画

子ども用福祉機器の展示と療育相談、福祉機器・自助具・介護ロボット導入についての各種相談コーナーなどを設置！



入場事前登録のご案内

入場事前登録は、「国際福祉機器展 Web2021」特設サイトにて
9月27日(月)10時～受付を開始します。ご来場予定の方は、
H.C.R.Web サイトの更新情報をご確認ください。

H.C.R.
Web
サイト

<https://www.hcr.or.jp/>

HCR

検索



国際福祉機器展 Web2021

International Home Care & Rehabilitation Online Exhibition 2021

2021/10/11^{MON}～12/10^{FRI}

H.C.R.特設 Web サイト

入場登録制

閲覧無料

200社超の出展社が参加！
いつでも・どこでも最新の福祉機器
情報や福祉関連情報が得られる
Web 展示会！



H.C.R.Web セミナー

Web 展 イベント
・認知症高齢者を地域で支える
・障害者の自立と社会参加の検証
・福祉機器利用者のための最新 ICT 紹介
・大規模災害からの住民主体による復興のまちづくり
・10年20年後の地域社会の支え合いの創造
・福祉機器メーカーと福祉専門職との連携・協働のあり方
など、多彩なセミナーテーマを展開！



国際シンポジウム関連企画

海外の専門家等による健康寿命や介護予防を促進するためのヘルスケアに関する講義映像を公開！



その他、出展社検索や製品検索の活用で最新の福祉機器情報がご覧いただけます！

※プログラムは変更される場合があります

(H.C.R.事務局) 一般財団法人 保健福祉広報協会

ホームページのご案内

全国民生委員児童委員連合会のホームページ

全民児連



で検索

全国民生委員互助共励事業のホームページ

互助共励



で検索

単位民児協会長のための情報誌 View No.221

- ▶ 発行所：全国民生委員児童委員連合会
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
全国社会福祉協議会民生部内
TEL. 03-3581-6747
- ▶ 編集人：佐甲 学
- ▶ 発行日：令和3年9月17日

- ・本誌のタイトル「View (ビュー)」には、民生委員・児童委員活動の「視野」「視点」「展望」といった意味が込められています。
- ・民生委員・児童委員活動のための、営利を目的としない本誌のコピー等は自由です。定例会での研修等に積極的にご活用ください。